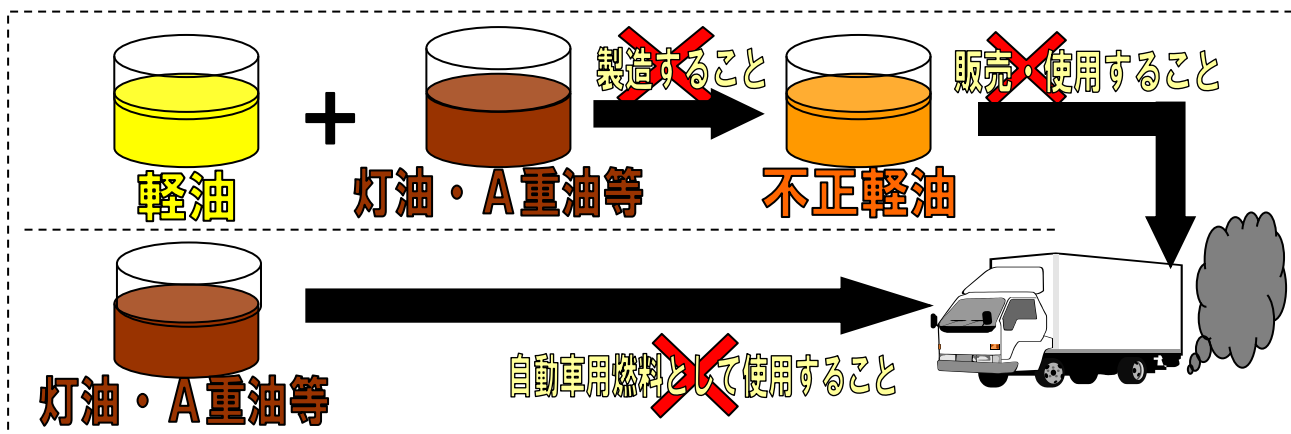


不正軽油は 作らない、買わない、使わない！

- 不正軽油とは、県の承認を受けずに、軽油に灯油や重油等を混ぜた油などを言い、これを作ること、買うこと、使うことは違法(罰則の適用があります)です。



■不正軽油は重大な犯罪行為です！

- 不正軽油は、悪質な脱税行為です。

本来納めるべき軽油引取税(1リットルあたり32.1円)を不正に免れ、県の財政に重大な悪影響を及ぼしており、不法な利益が、暴力団等犯罪組織の資金源となることもあります。

20KL ローリーの場合	不正軽油 [混和軽油]	
正常な軽油	灯油 10KL + 軽油 10KL	重油 10KL + 灯油 10KL
		
軽油引取税 642,000 円	軽油引取税 321,000 円 (321,000 円課税逃れ)	軽油引取税 0 円 (642,000 円課税逃れ)

- 排ガス中のPM(粒子状物質)やNO_x(窒素酸化物)など大気汚染の原因となる物質を増加させ、人体へ悪影響を及ぼします。

※ 軽油に重油を同量混ぜた場合、軽油100%と比べ、排気ガス中のPMが15%、NO_xが7%増加するというデータもあります。

- 石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害しています。
- エンジンの不具合・損傷の原因となります。
- 使用者も厳しく罰せられます！



大気汚染
(PM/NO_x)
土壌汚染
有毒ガス

不正軽油の使用は…

次のような場合は「不正軽油」かもしれません！

○ 飛び込みで安い軽油の売り込みがある。

→ 軽油引取税を脱税した粗悪な油かもしれません。

○ トラックなどの燃料として、灯油や重油の販売や使用がされている。

→ 灯油や重油をトラックなどの燃料として販売・使用がされる場合は、軽油引取税の対象になります。



○ 安い軽油を購入したが、車の調子が悪い。排気ガスがいつもと違うニオイがする。

→ 重油や灯油を混ぜた粗悪な油の可能性があります。ディーゼルエンジンにこのような燃料を使用すると、軽油引取税の脱税のみならず、車の不調や排気ガスによる大気汚染を引き起こします。



路上軽油抜取調査
平成 29 年 6 月淡路市内

【粗悪な軽油の例】不正軽油の可能性がります！

- ・ 軽油が黒色や茶褐色をしている。
→ 重油が混入している可能性があります。
通常の品質の軽油は、通常、半透明または薄黄色です。
- ・ 軽油が容器に入れて振ったときに泡の切れが早い。
→ 灯油が混入している可能性があります。
- ・ 油のニオイに加えて、鼻をつくような刺激臭があり目が痛い。
- ・ エンジンがかかりにくくなった。ノッキングがする。
- ・ 燃費が悪くなったり、馬力が落ちる。



正常な軽油
(半透明または薄黄色)



不正軽油 (重油+灯油)
(茶色がかった色)



不正軽油 (灯油+軽油)
(透明)

○ 「バイオディーゼル燃料(BDF)で環境にやさしい」として非常に安い価格の燃料を販売している。

→ 「BDF」と炭化水素油（軽油だけでなく灯油や重油も含む。）を混ぜた場合も、軽油引取税の対象です。

※ 兵庫県独自の措置として、B5 軽油（BDF の混合が5%以下の炭化水素油）の BDF 相当部分を課税免除する制度があります。



(平成 21 年 1 月)

○ 「新開発したエマルジョン燃料」として一般の軽油より非常に安い価格の燃料を売り込みがある

→ 「エマルジョン燃料」と称するものも、炭化水素油（軽油だけでなく灯油や重油も含む。）を使用している場合は、軽油引取税の対象です。

○ セルフ式ガolinスタンドの灯油の給油機前にディーゼル車が止まっている。

→ 自動車用の燃料として、直接灯油を給油している可能性があります。

※ 近年、セルフSSにおいてトラック等に直接灯油を給油する事件が発生しています。これも、法令違反で2年以下の拘禁又は100万円以下の罰金を受けます。

○ 空き地の周囲が高い堀で囲まれている。
建物から油のニオイがする。刺激臭がする。
建物には、夜、外部に光が漏れないように目張りがされてある。

→ 不正軽油を製造するため、重油や灯油を大量に取り扱っている可能性があります。

市町長の許可がなく、油などの危険物を大量に保管することは消防法違反です。



○ 深夜・早朝に、不審なタンクローリーが出入りしている。
空き地にタンクローリーが停車し、トラック等に給油を行っている。

→ 不正に製造した軽油を販売している可能性があります。

また、重油や灯油を自動車用燃料として販売している可能性があります。
特にロゴのない（無印）タンクローリーは要注意です。



無印のタンクローリー

○ **大量のドラム缶が放置されている。油やスラッジ、化学薬品などが漏れ出ている。**

→ 不正軽油の製造が行われている可能性があります。場合によっては、人体に有害なガス等が発生する可能性もあり、非常に危険です。



放置されたドラム缶
(腐食が進み危険な状態)

○ **船舶用、農機具用燃料として購入した軽油を他の用途に使用している。**

→ 船舶用や農業用機械の燃料として使用する軽油については免税制度がありますが、免税軽油として購入した軽油を他の用途に使用したり、他人に譲り渡すためには県民局長の承認が必要です。またこの場合には軽油引取税の課税の対象となります。

なお、軽油引取税免税証は、他人に譲渡はできません。



■不正軽油に関わる主な罰則

区 分	項 目	罰 則	
		違反行為をした者に対する罰則	その者の属する法人に対する罰則
脱 税	軽油引取税の脱税	10年以下の拘禁・ 1,000万円以下の罰金	—————
製 造	製造等の承認を受ける義務違反	10年以下の拘禁・ 1,000万円以下の罰金	3億円以下の罰金
保管・運搬・ 販売・購入	不正軽油と知って保管又は運搬、販売、購入した場合	3年以下の拘禁・ 300万円以下の罰金	1億円以下の罰金
原 材 料 等 の 提供・運搬	不正軽油に使われると知って原材料(重油や灯油)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供、運搬した場合	7年以下の拘禁・ 700万円以下の罰金	2億円以下の罰金
検査の拒否	帳簿書類等の調査や採油、質問等の拒否	1年以下の拘禁・ 50万円以下の罰金	—————
免税軽油の 譲渡・譲受	承認を得ない免税軽油の譲渡・譲受	2年以下の拘禁・ 100万円以下の罰金	—————

■不正軽油に関する情報は、「不正軽油ホットライン」まで



こちら不正軽油
ホットラインです

TEL 078-647-9152 (税務課 不正軽油特別対策官)
TEL 078-647-9149 (神戸県税事務所 軽油調査課)
FAX 078-362-3906 (税務課)
E-mail zeimuka@pref.hyogo.lg.jp (税務課)

